

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和5年10月2日～令和6年3月1日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立南部保育所 ノダシリツナンブホイクショ		
所 在 地	〒278-0022 千葉県野田市山崎1214		
交通手段	東武ア-バ-ンパ-ウェイ 梅郷駅より徒歩10分		
電 話	04-7123-2221	F A X	04-7124-2221
ホームページ	<a href="http://www.coby.jp/">http://www.coby.jp/</a>		
経 営 法 人	株式会社コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市より受託 平成15年4月1日		
併設しているサービス	午後10時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

(2) サービス内容

対象地域							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6	14	30	30	35	35	150
敷地面積	2773.55㎡			保育面積		754.30㎡	
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回 尿検査年2回 視力検査						
食 事	完全給食 補食						
利用時間	基本保育：午前8時30分から午後5時まで 時間外保育：午前7時から午前8時30分、午後5時から午後10時まで						
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）						
地域との交流	園開放、世代間交流、小学生との交流						
保護者会活動	運営協議会						

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		19	11	30
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	22	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		3	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	3歳以上児については、主食費200円/月、副食費5,200円/月がかかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所/受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るく豊かな感性を持つ子ども</li> <li>・のびのびと創造的に自己を表現できる子ども</li> <li>・国際性の豊かな子ども</li> <li>・自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども</li> <li>・おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にできる子ども</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜10時までの長時間延長保育</li> <li>・生後6カ月からの乳児保育</li> <li>・完全給食の実施</li> <li>・世代間交流事業</li> <li>・地域子育て支援活動</li> <li>・障害児保育</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>&lt;豊かな自然環境&gt;</p> <p>広々とした園庭には、季節によりさまざまな虫たちが顔を出し、子どもたちは夢中で遊んでいます。豊かな自然があふれ、のびのびと遊ぶことができます。</p> <p>&lt;一年を彩り、成長を促す多彩な行事&gt;</p> <p>季節や日本文化に触れる行事を、毎月複数回以上行っています。特に運動会や発表会では、音響や衣装にも徹底的にこだわった本格的な演出のもとに行い、子どもたちは大きな感動や達成感を得てぐんと成長します。</p> <p>&lt;本物体験を大切にしています&gt;</p> <p>給食で使用する食器はすべて陶器やガラス製、木製で、ここには「物を大切に扱う」ことを知ってほしいという思いがあります。また専属のサッカーコーチによるサッカー保育や、ネイティブスピーカーによる国際交流保育、体育指導員による体育保育も日常カリキュラムに取り入れており、これらの指導はすべて専属スタッフにより行われています。サッカーについては、年度末には園対抗のサッカー大会を開催するほか、習い事としてのサッカースクールを利用でき、保護者様の送迎なしで通うことができます。</p> <p>&lt;食べるよろこびを育てる食育プログラム&gt;</p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験からと考えています。そこで、法人全体の総料理長には元シティホテルの総料理長だった人物を招聘し、メニュー考案や調理スタッフへの指導にあたっています。また、定期的な「こだわりの逸品プログラム」として、旬のものや希少な食材を厳選し、提供しています。他にも毎月の新メニューの提供や、菜園やクッキング保育など様々な食育プログラムを実践しています。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
保育のあらゆる場面で子ども達に本物に触れてもらう機会が設けられている
人間として最も感受性の豊かな0歳～6歳までの乳幼児期に様々な体験・経験を積むことによって子どもの新たな才能を開花させ、成長したときに意欲的な大人になるといわれている。また、豊かな体験を通じて感じたり、気付いたり、分ったり、できるようになったりする知識や技術の基礎から、環境に働きかけ、様々な環境との相互作用により発達していくことが発達過程だとされている。それぞれの子どもの育ちゆく過程の全体を大切にしようとする考え方のもとに、できる限り最良の体験・経験をしてもらえよう本物を体験させる哲学を持っている。この創始者の教えは現在の法人代表に引き継がれ、提供する保育のあらゆる場面で本物体験が展開されている。
子どもが生まれながらに持つ能力を引き出す取り組みを推進している
園では、年齢を超えたグループ構成を取り入れた異年齢児交流保育と年齢別保育を融合した独自の「マトリクス保育」が行われており、日常の異年齢交流を通じてリーダーシップや思いやり、基本的な生活習慣などを、子ども同士の育ちあいにより、自然と習得できるような体制を整えている。9月には、お泊り保育の企画を実施し、親元を離れて自然豊かな大型総合公園でアクティビティに挑戦したり、お友だちとご飯を作ったり、お風呂に入って一夜を過ごす等のダイナミックな経験を通じて、協調性や社会性・人間関係を構築する力などを養う取り組みも行っている。また、サッカー保育や英語保育等のお稽古事保育のほか、運動あそびや体育保育など多様な保育プログラムを導入し、子どもが興味や関心を広げながら、将来に向けた成長の土台を築けるような取り組みが目指されている。
多彩な食育プログラムの実践を通じて、食への関心を高める取り組みを推進している
食育の基本は「おいしい」という体験と、食べるよろこび、ありがたさを知ることであるという考えから、徹底的にこだわり抜いた食事の提供に取り組んでいる。法人の調理部門責任者に元ホテル総料理長を迎え入れ、毎日栄養バランスの取れた、美味しい給食を子どもたちに提供している。また、食材の安全性にもこだわり、野菜は出来るだけ地元産の食材の使用に努める他、独自に厳選した安全でおいしいナチュラルミネラルウォーターの使用がなされている。食育菜園では、子どもたち自らが種をまき栽培・収穫までを行い、収穫した野菜は、触れたり、洗ったり、包丁やピーラー等で調理し給食で食べるまでの体験を異年齢交流の中で実施できるよう取り組んでおり、食べ物を大切に作る習慣や自然への感謝の気持ちを育む取り組みを推進している。また、おせち料理・七草粥・七夕そうめん・誕生会食など、季節感を感じ、楽しみながら食への関心を高める食育プログラムを計画的に実施している。
園の恵まれた環境を子どもの成長に活かしている
自然を活用した戸外でのびのびと遊び、体育遊びなどを通じて豊かな感性を育て、力いっぱい身体を使って元気で健康的に活動で活動できる子どもを育む。大自然とのふれあいや生活、遊びを通して、疑問や探求心、創造や想像の喜びを知り、豊かな感性を表現できる子どもを育む。ことが保育理念になっており、のびのびと走り回って遊べる広い園庭で、子ども一人ひとりが思い思いに遊べる環境が整っている。園のシンボルともいえる大きな桜は春には満開の花を咲かせ、近隣の食育菜園では季節ごとに野菜を育てている。日常のなかで自然に親しみ季節を感じ、子どもの興味や関心を深めることはもとより、驚きや発見・感動を通して自然の事物や現象について関心をもち、これからの人生においてその理解を確かなものにしていく基盤となる力を育んでいる。
季節感の感じられる多彩な行事の実施により豊かな感性を育む取り組みを行っている
園で実施する様々な行事は、子どもの意見も取り入れながら実施することで、主体的に参加できるように配慮し、発表会や運動会・クリスマスなど、いずれの行事も、本物志向の考えのもとで本格的な資器材を活用して実施している。行事を通じて、子どもはできることによる自信や達成感・表現することの喜びを、保護者には子どもの成長を実感することによる感動を届けられるような企画として、職員が一丸となって取り組んでいる。また、異年齢交流のもとで、ちゃんばらごっこ、とけいやさんごっこ、おみせやさんごっこなど、多様なごっこ遊びに取り組んでおり、季節感や場面をイメージしながら遊ぶことによる想像力・発想力・思考力・社会性など、人格形成の土台となる、豊かな感性を育む取り組みを推進している。

さらに取り組みが望まれるところ
<p>保護者との更なる信頼関係の構築に向けた取り組みが期待される</p> <p>子どもの発達や育児についての、保護者との情報交換は、送迎時の会話だけではなく、24時間対応の保育支援システムのアプリを活用した連絡帳機能、保育参観、個人面談、懇談会、クラス別懇談会などを通じて行っており、様々な機会を通して情報交換を行う体制を整えている。また、保護者の意向を把握する取り組みとして、年2回のアンケートの実施や意見箱の設置も行っている。送り迎えの際には、園全体で保護者に積極的に声をかけるようにしており、保護者が気軽に相談しやすい環境づくりに留意している。しかしながら、利用者調査においては、更なる信頼構築が求められるような記述や回答も見られていることから、保護者連携・信頼構築に向けた一層の取り組みが期待される。</p>
<p>老朽化した建物の対策と環境整備が期待される</p> <p>保育所の建物は、建築からの年数が経過し、老朽化している箇所が散見されるが、耐震性については、耐震検査により安全性の確認が取れている。園舎内や園庭などは、職員がチェックリストをもとに、毎日点検や清掃を重ね、古いながらも安全で衛生的な保育環境が維持できるよう取り組んでいる。また、各種備品は転倒防止措置が講じられているほか、棚の上のものを撤去して、地震による落下事故を未然に防ぐ取り組みなど、所長がリーダーシップを発揮しながら、保育環境を整えている。公設民営という運営形態の特性や、園の規模に応じた仮園舎候補地がないことなどにより、改築や大規模修繕などは現実として難しい状況ではあるが、家庭との連続性を考慮した、家庭環境と園の環境の相違や、感染症対策におけるハード的な限界、水道光熱費・修繕費などの効率化、本第三者評価の利用者記述においても、改修や改築を求める声が多数聞かれていることなどを踏まえると、環境改善に向けた更なる対策が期待される。</p>
<p>外部からの侵入など、更なる防犯面の対策強化が望まれる</p> <p>園舎には、ハード面の防犯対策として防犯カメラを設置し、ソフト面の防犯対策として、男性の用務員を雇用して朝夕の登園・降園時間帯は門の周辺に配置して、外部からの侵入対策を講じている。また、男性保育士も雇用していることで、公設民営という運営体制の中でも、可能な限り対応できる防犯対策に取り組んでいる。しかしながら、園庭の門は施錠がなされておらず、外部からの侵入対策としては不十分な部分もあり、利用者調査においても、保護者から不安の声が複数聞かれている。公設民営という難しさはあるものの、子どもの安全を確保するハード的な安全対策について、更なる検討及び実施が求められる。</p>

<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っていますが、今回、客観的な見地から評価いただき、大変参考になりました。</p> <p>また、課題として挙げられた建物の老朽化については、記載の通り制度上大がかりな改修が出来ないため、できる範囲で環境の最適化や安全確保を引き続き行い、委託事業者としての責務を果たします。また、地域との関わりをさらに積極的に行うとともに、野田市内で8施設の保育所を運営している法人のスケールメリットを生かした保育サービスを展開してまいります。</p>
---

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策	29 食育の推進に努めている。	5	0
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0	
災害対策		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				136	0

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>経営理念やミッション、保育目標、保育方針をはっきりと示し、全てのスタッフが共有し、協力して乳幼児の福祉や保護者、地域の福祉の向上に積極的に取り組んでいる。理念や方針は、法人の目的や人権の尊重、自立支援の価値観が反映されるように考えられており、会社案内や事業計画、パンフレットなどに明確に掲載されている。さらに、保育においては、単に「子どもだから」というだけでなく、子どもたちに意義ある体験を提供することの重要性を認識し、実践している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所では、保育理念と方針をエントランスや各クラスに掲示するだけでなく、職員がいつでも確認できるようにポケットタイプの手帳を配布している。この手帳には子どものリスク管理に関する情報(例:アレルギー情報)も記入できるようになっている。また、保育士をはじめとする全職種を対象とした保育業務従事者としての心構えに焦点を当てた研修を定期的実施しており、着任前研修や入社1・2年目の職員を対象としたフォローアップ研修では、保育理念と方針をより深く理解するための取り組みを行っている。法人の提供する保育に対して、職員の共通理解が定着するよう努め、指導計画の評価時には提供するサービスが保育理念と方針に適合しているかを確認している。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には入所案内としてカラー20ページのA4判冊子を提供し、保育所の理念・方針・サービス内容などをわかりやすく説明しているほか、入所に関する同意書は、保護者の理解を得た上で取得している。保護者に対し、保育所の理念・方針が子どもの成長にどのように活かされるかを入所式や個人面談などの機会を通じて報告し、毎月の保育所だよりなどの配布物でも保育理念・保育方針の実践を伝えている。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所は児童福祉法などの法律に基づいて運営され、子どもの福祉を積極的に促進し、最も適切な生活の場を提供することが求められていることから、子どもが健康で安全な環境で心理的に安定した生活を送り、自己を十分に発揮できるようにするために、前年の取り組みを評価し、分析・反省を行い、新たな重要課題を明確化した事業計画や保育計画を策定している。運営の透明性の確保については第三者評価の公開や野田市への報告を行っている。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>野田市を創業の地として、グループで33施設を運営している。本社には保育事業本部があり、経営企画部・総務部と連携して法人全体を管理している。保育の現場で発生する問題は各施設の施設長によって集約され、本部に報告されている。法人として重要な課題や方針を決定する際には、全施設の施設長・主任を集めた会議を開催し、報告や協議を行っている。会議では、参加者の合意形成や相互理解を促進することに努めている。また、各委員会でも行事や毎月の献立、研修などに関する意見や提案を報告し、それらを年度計画に反映させている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>施設長や主任を中心に毎週、職員会議を開催し、課題や改善すべき点がある場合には、指導力を発揮して全職員の共通理解を促している。また、法人本部やエリアの統括園からのアドバイスも受けている。自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりとしては、職員が興味のある分野(音楽・絵本・ICT・ダンス・スポーツ・料理など)に自由に参加し、才能や技術を高める活動(ドリームプロジェクト)にグループ全体で取り組んでいる。法人では職員の創意工夫を評価し、毎年優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えているほか、人材採用育成部門(HRD部)が、施設ごとの人間関係を把握し、働きやすい職場環境を整えるよう努めている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>着任前研修では、保育業務従事者として守るべき倫理や法令遵守に関する研修を実施している。また、倫理規定や法令遵守に関する事項を就業規則に明記し、いつでも確認できるようにしている。さらに、コンプライアンスの遵守に向けたルールについて、体系づけて理解できるための取り組みを行い、全職員に周知徹底が図れるようにしている。個人情報取り扱いについてもマニュアルを作成し、全職員が共通理解出来るように取り組んでいる。保育倫理規定や理念・基本方針をいつでも確認できるように、「コピースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳を携帯することを義務付けている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に求める人材像や役割は、子どもたちの育成を支援する専門家でありながら、子どもたちが尊敬する身近な存在として、憧れられるような存在であることを重視している。また、個々の子どもの成長に寄り添い、感動を子どもや保護者と共有できること、職員同士が信頼し合い、責任を持ってチームワークを築けることが求められている。就業規則では、職種や役割に応じた職務内容と権限が明確化されており、職員の評価基準や評価方法も社内規定に明確に規定されています。これにより、客観的で透明性が確保された評価が行われている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>働きやすく相談しやすい環境づくりに注力しており、有給休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などが公平に取得できるようにしている。勤務シフトは各園で作成されるが、職員個々の就労時間や時間外労働、休暇については本社管理が行われ、集計されたデータが保育所にフィードバックされる仕組みとなっている。また、保育計画書類の入力や管理がPC端末で行えるシステムを導入し、指導計画や日報などを電子化することで、書類作成の業務負担を軽減している。施設内で相談しづらい内容であっても、エリア統括園の施設長や職員、環境や本部HRD部に直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直ししている。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>新規職員の採用に際して、オンラインガイダンスやWEB面接だけでなく、実際に園を訪れる体験イベント(保育フェス)を休日に開催している。人材育成の取り組みとして、個別人材育成計画があり、施設長を含めた職員が年4回、チェックリストを用いた自己評価を行い、その結果を踏まえて上長との個人面談(施設長については本部役員)で、職員一人ひとりの個育成計画が作成されている。また、キャリアアップのための道筋として委員会活動の参加など、研修以外の取り組みも用意されている。</p>		



11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入社前の研修では、法律の基本方針や児童権利宣言を確認するだけでなく、毎年配布するハンドブックにもこれらの内容を記載し、職員がいつでも確認できるようにしている。また、保育士が1対1で子どもを担当しないようにする取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、子どもへの言葉がけをテーマにした話し合いなどを行うなど、人権擁護の教育を職員に対して実施している。虐待や不適切な養育に早期に対応するため、虐待対応マニュアルによるチェックリストを活用し、施設長を中心に慎重かつ迅速な対応を行っている。また、児童相談所や行政、所轄警察署などと連携し、適切な対応を図る体制を整えている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、会社案内や重要事項説明書に掲載することで保護者への周知を図っている。また、プライバシーポリシーをホームページで明示している。保護者に対して個人情報の利用目的を説明するだけでなく、園だよりなどに子どもの写真を掲載することについても入所時に保護者から必ず承諾を得ている。個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、職員に対して個人情報保護の研修を行っている。実習生、職場体験等に関しては、学校側と組織的に保護規定の協定を結ぶほか、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年に一度、運営協議会が実施され、保護者代表、保育所代表、事業所本部代表、行政や自治体代表が集い、市立保育園としての保育に関する話し合いが行われている。また、保護者の意向を確認するため、運動会や発表会後にはアンケート調査が行われ、その結果を次年度の行事開催に活かしている。保護者との円滑なコミュニケーションを重視し、保護者の意見や希望に耳を傾ける姿勢を示せるようにしている。連絡帳アプリを活用した日常的な情報交換や、毎月5のつく日に設けられるファミリーデー(保育参観)など、保護者との信頼関係を深める取り組みも行っている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>主任保育士を苦情受付担当者、施設長を苦情解決責任者とし、公平な立場からの判断と個々のケースに配慮した適切な対応を行うため、第三者委員と苦情相談委員を設置している。これらの取り組みは、入所案内や入所説明会、園内掲示、園だより4月号で周知している。苦情対応マニュアルでは、職員が適切な対応をとれるように明確にフローを示している。また、苦情が発生した際には、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通じて共有している。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>サービスの向上を目指す評価反省のためにPDCAサイクルを取り入れており、実践された保育を詳細に記録し、教育及び保育の質について計画の見直しを行っている。また、保護者の意見を大切にし、保護者アンケートや行事ごとのアンケート、ファミリーデーの感想などを集めている。職員の提案も積極的に取り入れ、保育内容やサービスの改善に役立てている。また、定期的に受審している第三者評価の結果も公表して、保護者や地域社会に責任を持っている。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人本部が、感染予防、衛生管理、災害対策、安全管理、業務手順、農薬や殺虫剤の使用など、さまざまな状況に応じた細かいマニュアルを整備している。それらのマニュアルを自保育所の実情に合わせられるように、マニュアル作成担当者が配置され、施設に合わせた内容のマニュアルを作成している。また、災害対策マニュアルは、事業継続計画の一環として、グループ全体を対象としたものが用意されており、各保育所では職員体制や備蓄品の見直しなどが行われている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>見学や問い合わせの案内は、ホームページ・パンフレットなどに明記しており、申し込みは随時受け付けている。また、行政が主催する保育園のイベントにおいて写真の展示を行い、情報公開を行っている。ホームページにおいては、法人の理念やコンセプト、保育の考え方などについて、画像を活用して視覚的にわかりやすく発信しているほか、保育の様子を動画で配信したり、子どもたちに提供している食事のレシピ紹介、スタッフの紹介を行うなど、多彩なコンテンツを通じて、利用者の視点に立った情報発信が目指されている。見学対応は、個別に丁寧な案内を行うために、事前申込制としており、子どもたちの様子や特徴的な保育を見学しやすいよう、主に午前中に実施している。見学時の案内や説明は主任又は所長が行い、パンフレット等を使用し、実際の様子や雰囲気を見ながら、園の理念や方針・サービス提供について説明が行われている。保護者の質問にも、解りやすい回答を心がけている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前には、事前予約による個別面談の機会を設定し、「会社案内」や「重要事項説明書」を活用して、理念や方針、保育目標・重要事項等について十分な説明を行い、質疑応答にて不安な点や、わからない点を解消した上で、同意書による同意をとる体制としている。面接は、基本的に園の全体像を把握した主任や所長が対応しているが、食物アレルギーや保健に関する事など、個別の配慮が必要な場合には、状況に応じて保育士や看護師・栄養士などが同席し、個々の状態を考慮した、きめ細やかな対応が図れる体制を整えている。説明の際に使用する各種資料は、文章のみではなく、写真や表を取り入れて、保護者が視覚的に理解しやすいよう配慮している。園だよりには、AR(拡張現実)技術を導入し、写真にスマホのアプリをかざすと動画が流れる仕組みとなっており、保育の様子を動画で見られる工夫も行っているほか、行事予定は、保育支援システムのアプリを活用して毎月配信しており、通勤中など、時間を問わず、いつでも子どもの予定が確認できる体制となっている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育指針や保育理念・保育方針等に基づき、保育のねらい及び内容の総合的な展開と、子どもの成長を連続して捉えた「全体的な計画」を編成している。全体的な計画は、子どもの背景にある家庭や地域環境なども考慮して作成されているほか、独自の「マトリクス保育」や「異文化交流保育」なども組み込み、子どもが日常の保育の中で、本物志向の豊かな経験・体験ができるような計画としている。計画の作成は、全職員が参画・協力するなかで行われ、原案をもとに各クラスのミーティングで検討し、検討内容に応じて、主任・所長・エリア担当などによる確認とフィードバックを行うことで、子どもの実態や保育理念や保育方針に沿った運用が目指されている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園では全体的な計画に基づき、養護と教育の各領域やねらい、子どもの姿、保育者の援助等を具体的に示した長期的な指導計画として年間指導計画を作成している。更に、年間指導計画をもとに、子どもの発達過程や生活の連続性、季節の変化などを考慮した、期案・月案・週案を作成し、子どもの実態に即した保育を計画的に運用する体制を整えている。期案・月案・週案などの計画は、クラス毎に担任が協議して、毎月評価と反省を行っており、所長や主任が適宜助言とフィードバックを行うことで、年間指導計画や全体的な計画との整合性を図り、次月・次週の保育実践に活かしている。3歳未満児と障がい児等の特別な配慮が必要な子どもに関しては、個別の計画を作成して、個々に応じた保育実践が目指されている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園では五感を使った本物志向の経験・体験の機会を、年間を通じて作っており、豊かな遊びを通じて様々なことに興味や関心を持ち、探求心を養いながら自発的に行動できるような子どもの育ちが目指されている。お正月の門松作りでは、近隣住民の協力を得ながら職員が竹を切り出すところから行い、門松の正しい由来などを子どもたちに教えながら、子どもと一緒に本格的な門松を仕立てていく取り組みを行っている。また、ちゃんばらごっこ、とけいやさんごっこ、おみせやさんごっこなど、多様なごっこ遊びに取り組んでいる。ごっこあそびは異年齢交流のもとで実施されており、場面をイメージしながら遊ぶことによる想像力・発想力・思考力・社会性など、人格形成の土台となる豊かな感性を育む取り組みとなっている。また、年長児と年下の園児が相互に助け合う中でリーダーシップや思いやり優しさが育まれ、それぞれが自発性を発揮できるように促すための、独自の「マトリクス保育」(異年齢児交流保育・年齢別保育を融合)を実践している。広い園庭には、子どもが個々の興味や関心に応じて、自由に遊びを選択し、安全に遊びこめる空間が確保されているほか、運動あそびや、体育保育(体育指導員に体育指導法を伝達された職員が実施)、サッカーなど、子どもの運動能力の向上を保育園全体として推進する体制を整えている。園で実施する様々な行事は、子どもが主体的に参加できるように配慮し、本物志向の考えのもと、発表会や運動会・クリスマスなど職員のサポートで本格的な行事を行っている。子どもは自信や達成感・表現することの喜びを、保護者には子どもの成長を実感することによる感動を届けられるような企画として、職員が一丸となって取り組んでいる。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>桜の木がある広々とした園庭を備えており、子どもたちが主体性を発揮しながら遊びこむ中で、自然に触れたり、季節感を感じることができる環境となっている。また、園の近所に菜園があり、週5日勤務するおじいちゃん先生の指導のもとで、ジャガイモやサツマイモ、夏野菜、トウモロコシ、大根など、様々な野菜を育てている。生育の観察や野菜に触れる中で、植物への興味や関心を深める取り組みを行っている。社会体験が得られる機会として、法人所有のバスで遠足を実施し、自然豊かな大型総合公園でピクニックや宝探しをしたり、秋には落ち葉拾いをするなど、普段と違う経験をしている。地域交流については、小学生の町探検が保育所を訪れるほか、年長児の小学校体験、運動会への卒園児の招待、消防車見学、警察の移動交番など、地域の関係機関との連携が目指されている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、異年齢児交流保育(リーダーシップや思いやりを育む)と年齢別保育(しつけや基本的な生活習慣を学ぶ)を組み合わせた「マトリクス保育」を実施している。この取り組みにより、子ども同士の異年齢交流を通じて人間関係が育まれる環境を日常の保育に提供している。また、9月にはお泊り保育を実施し、自然豊かな大型総合公園でアクティビティに挑戦したり、友だちとご飯を作ったり、お風呂に入って一夜を過ごすなどの経験を通じて、協調性や社会性・人間関係を構築する力を育てている。さらに、当番活動を通して、役割を果たす喜びと責任感、見通しをもって主体的に行動する力も養っている。けんかやトラブルが発生した場合には、危険のないように注意しながら状況を見守り、子ども同士で解決できるような支援を行っている。この際、双方の保護者に状況を知らせていますが、責任の所在は、あくまでも保育所にあることを明確に示し、保育所が主体的に解決を図る体制としている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人内には、障がい児保育に関する経験豊富なスタッフが揃っており、障がい児への保育についての研修への参加や研修内容の報告・フィードバックを通じて、配慮を要する子どもへの保育が標準化されている。障がい児には個別指導計画を作成し、職員全員で共通理解を図った上で保育を行っている。また、年に2回、自治体から専門家が巡回指導を行い、専門的な助言を受けながら、個々に応じた配慮と対応を目指している。さらに、嘱託医や自治体の担当者など、関係機関との連携も整備されており、特別な配慮が必要な子どもの受け入れ態勢が整っている。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育時は利用人数に応じて、部屋を増やすなどの対応を行い、子どもが落ち着いて過ごせる環境を目指している。職員の体制はシフト制を導入しており、口頭や引継ぎノート、グループウェアなどを活用して、子どもの様子や体調などの情報を適切に引き継ぎ、保護者にも伝える体制が整っている。異年齢交流を通じて、全職員が全ての子どもの特徴を把握しており、個々に応じた一貫性のある保育が提供できる体制となっている。保育室内では、ゴザやカーペットを敷くことで、子どもが疲れた時に休むことができる環境を整えており、補食や夕食の提供も行うことで、子どもが健康で安定した状態で過ごせるように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者との情報交換は、送迎時の会話だけではなく、連絡帳アプリの活用、保育参観、個人面談、懇談会、クラス別懇談会などを通じて様々な機会を設けている。年2回のアンケートや意見箱の設置など、保護者の意向を把握する取り組みも行っている。また、送迎の際には、保護者に積極的に声をかけ、相談しやすい環境づくりに努めており、職員が受けた相談内容は、専用の記入用紙に記入して上長へ報告する仕組みがある。メールを使用して法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制も整えている。就学に向けては、幼保小連絡会への参画や小学校との連携を通じて、円滑な移行を支援している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康管理には保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病を管理している。健康診断(年2回)、発育測定(毎月)、尿検査(年2回)、視力検査(年1回)などを実施し、健康状態を把握している。歯科検診(年1回)、歯科衛生士による歯磨き指導、虫歯予防デーの取り組みも行い、保護者への情報提供と共有も行っている。また、予防接種の履歴を確認し、実施していない子どもに対しては推奨している。毎日の健康チェックや虐待児の早期発見にも努めており、必要に応じて関連機関と連携を図っている。投薬については健康管理マニュアルに従って慎重に行い、SIDS対策やAEDの設置、救命講習の実施なども行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調不良や傷害に備え、全職員が感染症・疾病・救急対応のマニュアルの確認を定期的に行っている。また、二次感染の予防のため、吐しゃ物の除去などの対策を練習し、適切な対応が行えるようにしている。感染症の予防のため保護者は極力保育室に入らず、子どもの受け渡しは保育室の外で行われ、預かった着替え等は個人のロッカーや袋で保管されている。感染症の発生状況は、嘱託医や自治体、医療機関、近隣の保育所と情報交換し、注意喚起を行うために情報配信を行っている。感染症対策は、状況に応じて情報を共有しながら組織全体で行われ、他園の事例から学ぶことで統一した対応がとられている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験と、食べる喜び、ありがたさを知ることであり、こうした考えに基づき、手作りの食事やおやつを提供にこだわっている。HACCPに準拠した大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を徹底し、安全で安心な食事の提供を目指している。バラエティー豊かな味覚体験となるように毎月10種以上の新メニューを取り入れ、季節感を楽しみながら食への関心を高めるために、おせち料理や七草粥などの食育プログラムも行っている。献立は、離乳食、3歳未満児用、通常食、宗教食、アレルギー食などに細分化されており、多様な食事を提供している。アレルギー児等の誤食を防止するために食札を付けるだけでなく、配膳時に職員間で確認を行い、食事中も保育士が見守り、誤食・誤飲の防止に努めている。食べ残しや偏食に対しては、無理強いせず丁寧な声掛けを行い、改善を促しています。箸や茶碗の持ち方や姿勢などのマナーも食育計画の一環として取り入れている。園の給食レシピは一般公開されており、食育の取り組みを広く情報発信している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室や事務室の整理整頓と清掃は職員の担当制で毎日行われ、室内及び玩具類の消毒も行われている。トイレはチェック表をもとに、2～3時間ごとに確認・清掃が行われ、常に衛生的な環境が維持されている。手洗い・うがいは看護師や保育士が指導し、手洗いはハンドソープを使用し、ペーパータオルで拭き取ることで感染症の予防に努めている。屋外遊具も定期的に点検を行い、安全な遊び場を提供している。害虫対策や布団の清潔管理も専門業者に委託して行われており、衛生管理について十分な配慮がされている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを整備し、内容の確認と周知を定期的に行っている。事故発生時には状況や職員の対応、要因分析、再発防止策の立案を行い、その内容を職員間で共有することで今後の対策に役立てている。遊具や設備の安全確認にもチェックリストを使用し、危険が見つかった場合には早急に修繕する対応をとっている。防犯に関してはマニュアルの整備や来訪者へのネームタグの着用、不審者情報の収集、男性職員の複数配置などを行っており、地域の警察と協力して総合防犯訓練を実施している。安心安全プロジェクトとして、ヒヤリハットや事故報告の統一フォーマットを作成し、組織的に事故防止に向けた取り組みを推進している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■ 定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地震や火災、自然災害を想定した避難訓練は月1回以上実施し、年1回以上の総合避難訓練も関係機関との連携のもとで実施している。総合避難訓練では消防署員の立会いのもと、避難訓練や職員の初期消火訓練・通報訓練などを行い、発災時の迅速かつ的確な対応を確保している。災害発生時に使用する防災用器具・機器は定期的に点検され、備蓄品も保育所外の倉庫に保管されている。また、災害対策本部を法人本部に設置し、情報管理を行うことで、隣接するグループ園との協力体制を迅速に整える体制も整えている。なお、震度3以上の地震が発生した場合には、全園児の安全確認と園舎全体の点検を行い、エリア担当園に報告している。災害時の保護者への情報発信は、保育支援システムのアプリや電話、ホームページ、災害用伝言掲示板、携帯のメール機能など、多岐にわたっている。</p>		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地域子育て支援として、園庭開放の取り組みを継続的に行っており、季節に合わせて親子で楽しめる制作活動や戸外遊び、身体測定・手足型・保育園見学などを提供している。園庭開放の日程や場所などの情報は、市報や市のホームページ、園だよりでお知らせしている。また、園のパンフレットも市役所に設置し、園見学や園庭開放、子育て相談などの情報を幅広く周知している。地域交流の取り組みとしては、小学生の町探検学習の受け入れ、年長児の小学校体験、行事への卒園児や近隣の方々の招待、職場体験の受け入れ、交通安全指導での警察との交流、消防車見学での交流など、子どもと地域の人々との交流を広げるための取り組みを積極的に行っている。</p>		